

「電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令案」に関する意見募集の結果について

令和5年9月29日  
経済産業省  
産業保安グループ  
電力安全課

経済産業省では、令和5年6月15日付けで、電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令の一部を改正する省令案について意見募集を行いました。その結果は、以下のとおりです。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後とも電力保安行政の推進に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. 意見募集の実施方法

- ・ 募 集 期 間 : 令和5年6月15日(木)～令和5年7月14日(金)
- ・ 告 知 方 法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」における掲載
- ・ 意見提出方法 : 電子政府の総合窓口「e-Gov」、郵送及び電子メール

2. 意見募集の結果

意見提出件数 : 1件※

3. お問合せ先

経済産業省産業保安グループ電力安全課

電話番号 : 03-3501-1742

---

※意見提出件数は、総務省が実施する行政手続法の施行状況調査において指定された算出方法に基づく。

提出意見及び提出意見に対する考え方

1	<p>実務経験を水力発電建設を行っている会社と連携する。 建設のノウハウも含めて建設会社より説明（受講）した方で一定の経験数をもって免状の交付をおこなうことである程度の主任技術者のレベルを維持できるのではと考える。</p>	<p>講習が適切なものとなるよう制度を運用してまいります。</p>
---	---	-----------------------------------